

令和5年度

第4期中之条町障がい者計画

第7期中之条町障がい福祉計画

第3期中之条町障がい児福祉計画

令和6年3月

中之条町



## はじめに

---

中之条町長

外丸 茂樹



国際的な潮流に目を向けると、2015年に国連で採択された「SDGs（持続的な開発目標：Sustainable Development Goals）」があります。この中では、誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるようにするため、2030年までに達成すべき17の目標が設定され、この達成のために行動することが求められています。本計画は、このSDGsの目標「3 すべての人に健康と福祉を」に関係しています。

我が国をみると、障害者差別解消法が改正されるなど、社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮\*の提供を一層すすめることになっています。

このような時代の潮流をうけ中之条町では、障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを感じ、誇りを持ち続けられる”希望の持てる町”を共に創りたいと思っています。

そのためには、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスに係わる将来目標を具体的に定め、実情にあわせて見直しを行いながら施策や事業を継続していくことが大変重要です。

本計画は、障がい者にかかわる3つの計画のうち、「第7期中之条町障がい福祉計画」及び「第3期中之条町障がい児福祉計画」の2つを見直しました。

この計画に基づき、障がい者の方々にとって、より良いサービスを継続して提供し、まちの福祉を充実してまいります。

終わりに、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました中之条町障がい者計画及び中之条町障がい福祉計画・中之条町障がい児福祉計画策定委員会委員のみなさまに厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

\*「合理的配慮」：障がいのある人が困っているとき、その人に合わせた必要な工夫等を行うことです。

例) 聴覚障害のある人が道に迷っているとき、筆談で道案内をする。



## ■ 第1編 総則

---

- 1. 計画の概要
  - 1-1 計画の目的 . . . . . P 1
  - 1-2 計画の構成 . . . . . P 1
  - 1-3 上位関連計画と計画期間 . . . . . P 2
- 2. 推進体制
  - 2-1 計画のモニタリング . . . . . P 3
  - 2-2 推進体制 . . . . . P 4

## ■ 第2編 第4期中之条町障がい者計画

---

- 1. 基本方針と基本目標
  - 1-1 障がい者施策の基本方針 . . . . . P 5
  - 1-2 4つの基本目標 . . . . . P 6
  - 1-3 施策の展開 . . . . . P 8
- 2. まちにおける施策及び事業
  - 2-1 基本目標1の施策及び事業 . . . . . P 9
  - 2-2 基本目標2の施策及び事業 . . . . . P12
  - 2-3 基本目標3の施策及び事業 . . . . . P15
  - 2-4 基本目標4の施策及び事業 . . . . . P19

## ■ 第3編 第7期 中之条町障がい福祉計画

---

1. 障がい福祉サービスの基本目標と成果目標
  - 1-1 障がい福祉サービスの基本目標 . . . . . P21
  - 1-2 成果目標と活動指標 . . . . . P22
2. 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策
  - 2-1 各種サービスの見込み量と確保方策 . . . P25
3. 地域生活支援事業の見込み量と確保方策
  - 3-1 地域生活支援事業の位置づけ . . . . . P47
  - 3-2 地域生活支援事業の見込み量と確保方策 . P48

## ■ 第4編 第3期 中之条町障がい児福祉計画

---

1. 障がい児福祉の基本目標と成果目標
  - 1-1 障がい児福祉の基本目標 . . . . . P61
  - 1-2 障がい児福祉の成果目標 . . . . . P62
2. 障がい児福祉の見込み量と確保方策
  - 2-1 各種サービスの見込み量と確保方策 . . . P64

## ■ 資料編

---

- 資料1 委員名簿 . . . . . P71
- 資料2 要綱 . . . . . P72
- 資料3 障がい者等の状況 . . . . . P73

### 【参 考】本計画における「障害」と「障がい」の表記について

“障害”の表記は、「やさしい」、「やわらかい」表現に留意して、ひらがなを用いた「障がい」を使用しています。ただし、一部は「障害」と漢字で表記している場合があります。この使い分けは、以下のようになっています。

- ・「障害」と表記：固有名詞等。例えば法制度等で用いる名称、施策や事業、書式等を表す場合。
- ・「障がい」と表記：上記以外。一般名詞等。例えば「障がい者のみなさんは、・・・」等、“ひと”を表す場合。

# 第1編

---

総則

---





# 1. 計画の概要

## 1-1 計画の目的

共生社会を実現するためには、障害者活動の制限や、社会参加の制約等の社会的障壁を取り除き、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が求められます。「改正障害者差別解消法」（2024年4月施行）では、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務へと改められました。

さらに「第5次障害者基本計画」（2023～2027年度）の各論では、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止」、「安全・安心な生活環境の整備」、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「防災、防犯等の推進」、「行政等における配慮の充実」、「保健・医療の推進」、「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「教育の振興」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」などが示されています。

中之条町では、すべての世代が性別や属性によらず共に生きる社会、共生社会の実現を推進していますが、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」が、前計画策定から3年経過するため見直しが必要になりました。

したがって、本計画は、法制度や上位計画の内容を踏まえつつ、前計画における各施策や事業について達成度評価を行った上で計画を見直し、障がい福祉施策を推進してまいります。

## 1-2 計画の構成

前回、3つの計画が合冊になりました。

	計画名	根拠法	主な内容
	障がい者計画	障害者基本法第11条	中之条町における障がい者の施策に関する基本的な計画。（障がい者全般にわたる計画）
見直し対象	障がい福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	障がい福祉サービスの提供体制の確保、法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。（障がい福祉サービスに関する計画）
	障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20	障がい児に関して、通所支援及び相談支援の提供体制と、それらの円滑な実施に関する計画。（障がい児に関する計画）

### 1-3 上位関連計画と計画期間

障がい者計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間で、今回見直しは行いません。

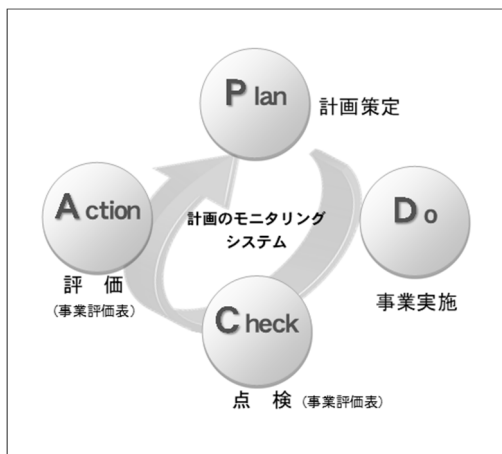
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は計画期間が終了するため、この2つを見直します。計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	計画の名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
上位計画	中之条町 まちづくりビジョン	第6次構想 [平成28年度～令和7年度(10年間)]									
	地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1期	第2期					第3期			
計 関 画 連	高齢者福祉計画	第7期		第8期			第9期				
—	障がい者計画	第3期		第4期 (令和8年度まで)							
今回策定する計画	障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期				
	障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期				
計 関 画 連	子ども子育て支援 事業計画	第1期	第2期					第3期			

## 2. 推進体制

### 2-1 計画のモニタリング

#### (1) 計画のモニタリング



計画のモニタリングは、左図のプロセスで実施します。

第4期中之条町障がい者計画は、事業実施中 (Do) です。

第7期中之条町障がい福祉計画及び第3期中之条町障がい児福祉計画は、事業の点検 (Check) 、評価 (Action) を行い、計画策定 (Plan) されたものです。

#### (2) 計画の公表等

計画策定段階において、計画案を委員会に示して討議しました。

また、計画策定後、遅滞なく公表します。

さらに本計画に位置づけられた施策や事業を実施し、町民、企業、関係機関に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者と共に生きる社会づくりを推進します。

#### (3) 次期計画にむけて

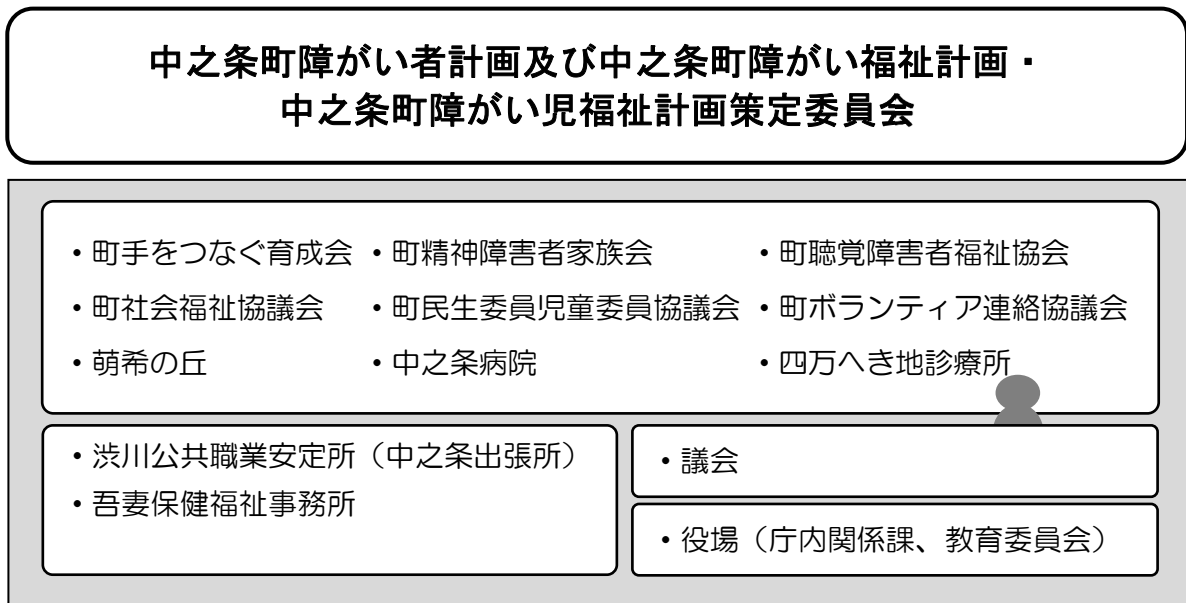
「第4期中之条町障がい者計画」は、3年後の令和8年度に終了します。

また、「第7期中之条町障がい福祉計画」と「第3期中之条町障がい児福祉計画」も3年後の令和8年度で終了します。

よって、3年後は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の3つの計画すべての点検と評価を行うこととなります。

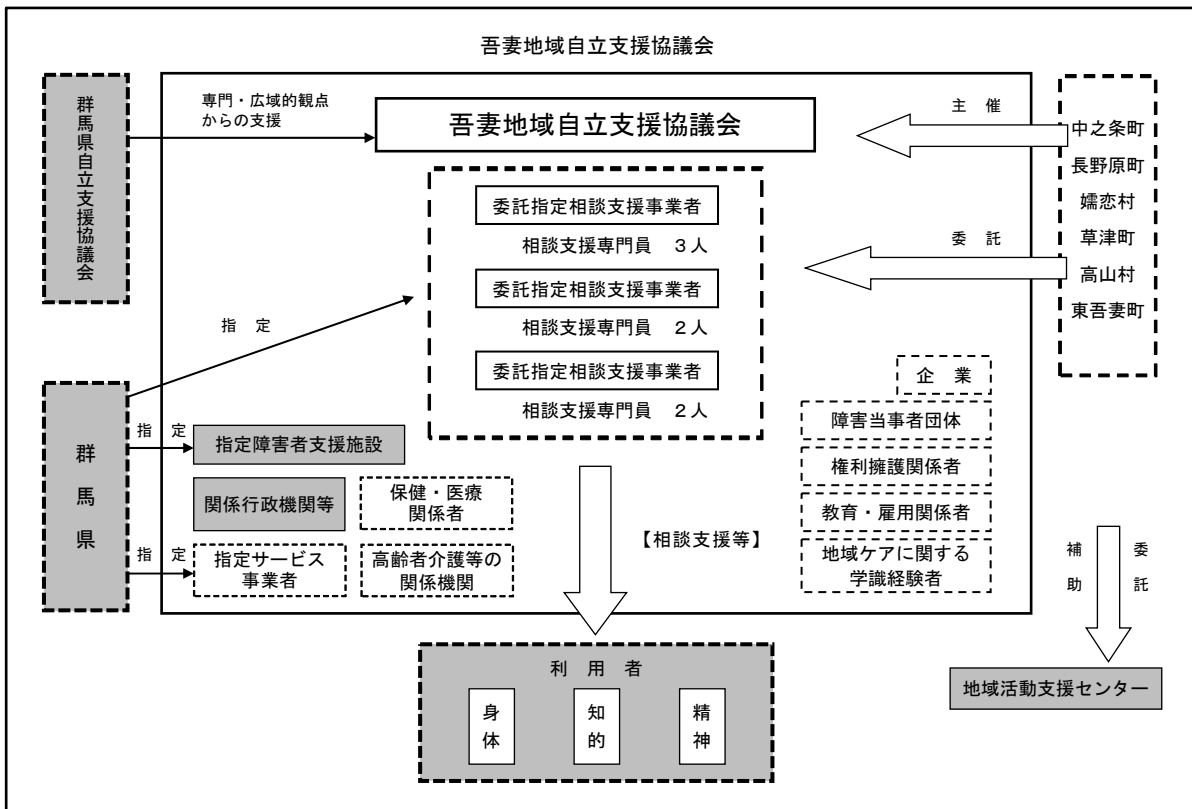
## 2-2 推進体制

### (1) 委員会



### (2) 吾妻地域自立支援協議会

この協議会は、障がい者に関する様々な団体によって構成されており、実質的な話し合いが行われています。町村間における課題共有、事業者との細かな連携等、今後も継続的に活動します。



## 第 2 編

---

### 第 4 期 中之条町障がい者計画

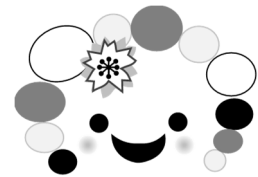
---



# 1. 基本方針と基本目標

## 1-1 障がい者施策の基本方針（継続）

### あらためて考えよう 障がいのこと お互いのこと



わたしたちは、国際的な協調の下で、地域社会における共生、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や合理的配慮<sup>\*</sup>の提供等をあらためて考える必要があります。

令和2年度に実施したアンケート結果をみると、障がい者が自分のことを自分で行っている様子がうかがえますが、積極的に社会参加するためには、働く場所、移動手段の確保、経済的支援の充実等が必要な状況です。

さらに、障がい者の高齢化によって、自らの健康、生活費、独りの生活（介助のこと）、緊急時の対応等の不安が高まりつつありますが、近所づきあい等のコミュニケーションがやや低下しており、いざというときの対応が危ぶまれる状況です。

他方で、障がい者をとりまく環境に目を向けると、町民の理解や社会的支援の減速が気になるところです。

よって、この計画にかかわるすべての人は、あらためて、お互いを理解することに努め、社会参加の推進や社会的障壁の除去を行い、共に生きる「共生社会」の実現を目指しましょう。

<sup>\*</sup>「合理的配慮」：障がいのある人が困っているとき、その人に合わせた必要な工夫等を行うことです。

例）聴覚障害のある人が道に迷っているとき、筆談で道案内をする。

## 1-2 4つの基本目標（継続）

障がい者施策の基本方針を実現するため、4つの基本目標を示します。

# 1

### きめ細やかな障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスの提供と、町独自の地域生活支援事業及びその他事業を充実し、障がい者のニーズに対応できるような、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

また、難病に関する保健医療や、高齢者施策と連携した福祉医療を充実します。

（→関連「第3編 第7期中之条町障がい福祉計画」）

# 2

### はばひろい障がい教育

すべての人が、障がいや社会的な障壁等について知る機会や継続的に学習する場の設置に努めます。

障がい者が、文化活動やスポーツ活動に取り組み、生きがいづくりや健康づくりを目指します。

また、障がい児に対する保育や、学校教育における柔軟な対応を目指します。

（→関連「第4編 第3期中之条町障がい児福祉計画」）



# 3

## くらしやすい生活づくり

障がい者が、近所づきあいや社会的なコミュニケーション活動を高めるため、様々な活動主体と連携を図ります。

さらに災害時における対応等を検証し、安全なまちづくりを進めます。

また、事業者に対する雇用促進や経済的な支援を継続的に行い、将来の生活設計を支援します。

なお、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、町は連携・協力を図ります。

# 4

## くらしやすいまち整備

他の3つの基本施策を実効的にすすめるためには、ハード面（駐車場、交通手段、住まい等）においても社会的な障壁を除去できるような施策や事業が必要です。

障がい者が、暮らしやすいまち、積極的に社会活動を行えるようなまちの整備を目指します。

# 1 - 3 施策の展開（継続）

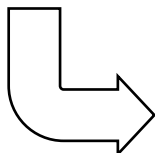
基本方針

4つの基本目標

あらためて考えよう  
障がいのこと  
お互いのこと

**1**

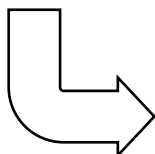
**きめ細やかな障がい福祉サービス**



- (1) 障がい福祉サービスの継続的な実施
- (2) きめ細やかな事業の推進

**2**

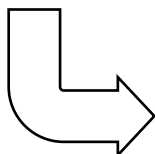
**はばひろい障がい教育**



- (1) 障がい児福祉サービスの継続的な実施
- (2) 療育・教育体制のさらなる充実
- (3) 保健・医療体制の充実

**3**

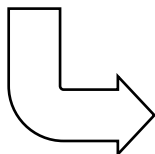
**くらしやすい生活づくり**



- (1) コミュニケーションの向上
- (2) 防災・防犯体制の推進
- (3) しごとや生活環境のサポート
- (4) 経済的な支援

**4**

**くらしやすいまち整備**



- (1) 移動手段の確保
- (2) 福祉のまち整備

## 2. まちにおける施策及び事業

### 2-1 基本目標1の施策及び事業

#### (1) 障がい福祉サービスの継続的な実施

##### ① 障がい福祉サービス

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
ホームヘルプサービス（居宅介護）	地域で生活する障がいのある人の日常生活支援のため、入浴、排せつ、食事等の介護や調理・洗濯等の家事援助の訪問サービス等を行います。	住民福祉課（福祉係）	（障がい福祉計画に記載）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。	住民福祉課（福祉係）	〃
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
ショートステイ（短期入所事業）	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。※医療型は医療施設で医療的ケアを行う。	住民福祉課（福祉係）	〃
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日における、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
自立生活援助	一人暮らしの障がい者の居宅に定期的に訪問し、日常生活の適切な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
自立訓練（宿泊型）	居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
地域移行支援	施設入所や精神科入院から地域での生活に移行するための住居の確保や、新生活の準備等について必要な支援を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃
地域定着支援	居宅で一人暮らし等の生活を営む障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。	住民福祉課（福祉係）	〃

(2) きめ細やかな事業の推進

① 地域生活支援事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。	住民福祉課 (福祉係)	〃
障がい者相談支援事業(相談員)	障がいの多様化や、障がい者及び保護者の高齢化などに対応するため、障がい者及び保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 また、相談員体制について検討を行います。	住民福祉課 (福祉係)	〃
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所に審判の申立てを行い、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度です。</li> <li>制度利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、相談支援専門員と町が協働して制度を積極的に周知し、利用手続き等の支援を行います。</li> <li>成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。</li> </ul>	住民福祉課 (福祉係)	〃
成年後見制度法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度における業務を安全、適正に行うことが可能な法人の確保に向けて、近隣町村と連携して検討します。</li> <li>法人後見実施団体、法人後見の実施予定団体の研修を推進します。</li> <li>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるよう支援体制を構築します。</li> </ul>	住民福祉課 (福祉係)	〃
日常生活用具給付等事業	<p>重度の障がい者に対し、以下の用具を支給し、日常生活の便宜を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護・訓練支援用具</li> <li>②自立生活支援用具</li> <li>③在宅療養等支援用具</li> <li>④情報・意思疎通支援用具</li> <li>⑤排泄管理支援用具</li> <li>⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)</li> </ul>	住民福祉課 (福祉係)	〃
地域活動支援センター機能強化事業	近隣町村が連携して「地域活動支援センター」を設置することで、創作活動又は生産活動の機会を、各町村が等しく提供できるような体制を整備します。	住民福祉課 (福祉係)	〃
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流を行います。	住民福祉課 (福祉係)	〃

施策又は事業	内 容	所 管 課	目 標 値 等
訪問入浴サービス	在宅で寝たきりの状態にあり、家庭での入浴が困難な障がい者のお宅を契約業者が訪問し、訪問入浴車等で入浴介助を行います。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
生活訓練等	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	住民福祉課 (福祉係)	//
日中一時支援事業 (施設、登録介護者事業、サービスステーション事業)	地域で生活する心身障害児(者)や重度身体障害者を介護する人が一時的に介護できない場合、障がいのある人等を施設、有資格の登録者又はサービスステーションに預けることにより介護者の負担軽減を図ります。	住民福祉課 (福祉係)	//
生活サポート事業	審査会で障害支援区分の認定を受けられなかった人で、日常生活の支援が必要な人に対し、声かけや家事の援助等を行います。	住民福祉課 (福祉係)	//

② 町が実施する事業

施策又は事業	内 容	所 管 課	目 標 値 等
障がいのある人に配慮した選挙権行使の支援	障がいのある人が投票しやすい施設や、介助、代理投票の制度の周知等、障がいに応じた適切な方法による情報の提供等を通じて、障がいのある人の選挙権行使を支援します。	総務課 (庶務係)	1か所 *令和5年度までに5か所設置済み。
福祉サービス利用援助事業(権利擁護)	自らの判断によりサービスの利用契約を締結することが困難な知的障がいのある人等のために、福祉サービス利用手続きの援助や代行、利用料の支払いを行う等日常生活を支援するほか、法律相談も行います。	社会福祉協議会	—

## 2-2 基本目標2の施策及び事業

### (1) 障がい児福祉サービスの継続的な実施

#### ① 障がい児福祉サービス

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
放課後等デイサービス事業	学校授業終了後や休業日に生活能力の向上や社会との交流促進のために必要なサービスを提供します。	住民福祉課 (福祉係)	//
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	住民福祉課 (福祉係)	//
医療型児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。	住民福祉課 (福祉係)	//
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	住民福祉課 (福祉係)	//
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。(実施主体は県)	住民福祉課 (福祉係)	//
医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。(実施主体は県)	住民福祉課 (福祉係)	//
障がい児相談支援	障害児通所支援を利用とする障がい児に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。	住民福祉課 (福祉係)	//
医療的ケアを要する障がい児のコーディネーターの配置人数	医療的ケアを要する障がい児は、多分野にわたる支援を必要とするので、支援やサービスを利用する際の調整を行い、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。	住民福祉課 (福祉係)	//

#### ② 社会福祉協議会が実施する事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
在宅障がい児者激励事業	障がいのある児童と保護者が、日帰り旅行を行い親睦を深め、見聞を広めます。	社会福祉協議会	—

(2) 療育・教育体制のさらなる充実

施策又は事業	内 容	所管課	目標値等
療育相談事業の連携 (マザーアンドチャイルド・こどもの発達相談)	県と連携し、子供の発達等不安を抱える保護者を対象に遊びを通して上手な関わり方を学び、保護者の不安を解消します。	保健環境課	12回
子育て相談事業	子育て相談員が、様々な相談を受け、保護者の育児に関する悩みを緩和し、孤立化の防止につなげます。	住民福祉課 (少子化・子育て対策係)	1人
障がい児保育の充実	障がいのある乳幼児の保育所への受け入れ体制を充実します。	こども未来課 (学校教育係)	5人
障がい児就園の充実	障がいのある幼児の幼稚園への受け入れ体制を充実します。	こども未来課 (学校教育係)	2人
特別支援教育の推進	LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行います。	こども未来課 (教育指導係)	—
通級による指導の充実	通常の学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる通級学級の充実を図ります。	こども未来課 (教育指導係)	—
特別支援学校児童生徒就学援助金	特別支援学校に通学している児童生徒に就学援助金を支給します。	こども未来課 (総務係)	800千円
進路指導の推進	障がいのある生徒の社会自立を推進するため、進路指導の充実を図ります。	こども未来課 (教育指導係)	—
教育支援委員会の充実	心身に障がいのある児童の就学について協議する「教育支援委員会」の指導内容の充実を図ります。	こども未来課 (教育指導係)	2回
特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に入級している児童生徒の就学を援助するため、一定所得要件に該当する保護者に奨励費を支給します。	こども未来課 (総務係)	417千円
学校施設・設備の改善	学校施設や設備のバリアフリー化に努めます。	こども未来課 (学校施設係)	1か所

## (3) 保健・医療体制の充実

施策又は事業	内 容	所管課	目標値等
福祉医療費制度	重度障害児（者）（身体障害者手帳1・2級、障害年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級）の医療費の自己負担分を助成します。	住民福祉課 （福祉係）	428人
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生医療：身体障害者手帳を所持する人が障がいを軽減する医療を受ける場合</li> <li>育成医療：18歳未満の子どもが、障がいを残す可能性のある疾患を治療する場合</li> </ul>	住民福祉課 （福祉係）	3人
乳幼児健康診査及び健康相談	乳幼児健康診査及び相談時に、医師等により発達障害の早期発見を図ります。	保健環境課	40回
訪問指導	生後4か月くらいまでの間に、お母さんと赤ちゃんを支援するために、保健師や助産師等が訪問を行います。	保健環境課	80人
子育てのびっこ相談	子育ての不安や悩みについて、言語聴覚士による相談を行い、子育ての支援を行います。	保健環境課	20人
次の感染症危機への対応	新型コロナウイルス感染症への対応を含め、次の感染症に対して、初期段階からより迅速に、より効果的に対策を講ずるため、国や県と連携します。	保健環境課	—



## 2-3 基本目標3の施策及び事業

### (1) コミュニケーションの向上

#### ① 地域生活支援事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
手話通訳者の派遣	聴覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、病院や銀行等の手続きや講演会等に手話通訳者の派遣を行います。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対して、県が設置するコミュニケーションプラザと連携して派遣を実施します。	住民福祉課 (福祉係)	//
手話通訳者の設置	手話通訳者を住民福祉課の窓口に常設し、聴覚障害者が役場の手続き等を行うための手話通訳を行います。	住民福祉課 (福祉係)	//
手話講習会の開催	聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つである手話講習会入門課程講座を開催し、聴覚障害者への理解とコミュニケーションの向上を図ります。 また、手話通訳者養成のための奉仕員養成講座も実施します。	住民福祉課 (福祉係)	12人

#### ② 町独自事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
障がいのある人に対するボランティア活動への支援	障がいのある人の社会参加促進に協力するボランティア団体の活動を支援し、活動経費の一部を補助します。	社会福祉協議会	1回
ボランティア連絡協議会への支援	中之条町ボランティア連絡協議会の運営を支援します。	社会福祉協議会	4回
チャリティーバザーの支援	吾妻パーソナル無線クラブ、手をつなぐ育成会、民生委員児童委員協議会の共催によるチャリティーバザーの支援を行います。	社会福祉協議会	1回
各種障害者団体への支援	障がいのある人自身や、その支援者が運営する各種障害者団体の活動経費の一部を補助し、その活動を支援します。(中之条町手をつなぐ育成会・中之条町聴覚障害者福祉協会)	社会福祉協議会	補助費(千円) 育成会:200 聴覚障害:30
福祉パレードの支援	知的障がいのある人に対する一般社会の理解を深めるために実施される福祉パレードを支援します。	社会福祉協議会	年1回
民生委員児童委員の充実	社会福祉増進のため、地域住民の相談・援助を担う民生委員児童委員活動の充実を図ります。	住民福祉課 (福祉係)	71人
広報事業の実施	「中之条町社会福祉協議会だより」や「中之条町広報」等で福祉に関する情報を発信します。動画による情報発信等も検討していきます。	企画政策課 (広報係)	18回
公聴事業の実施	障がいのことに限らず、広く町民からさまざまな意見や提言をうかがいます。(聞く耳ポストにメールや手紙等を行うことや、直接町長に提言する機会もあります。)	企画政策課 (広報係)	5回

人権問題に対する相談及び啓発活動の推進	すべての人の人権を尊重していくために、人権相談員による相談の開催や、中之条町広報で人権について（障がいのある人への理解を含む）の啓発を行います。	住民福祉課 （住民戸籍係）	年2回
安心メールの配信	「防犯・防災情報」「生活関連情報」を携帯電話にメール配信します。 また、各種事業案内の周知を検討します。	企画政策課 （企画調整係）	250件

## （2） 防災・防犯体制の推進

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
住民参加による安全な登下校対策	児童生徒や障がいのある人が安心して通学できるよう地域の人々の協力を求め、通学の安全確保を図ります。	こども未来課 （学校施設係）	230人
防災体制の構築	地域防災計画に基づき、要配慮者に対する防災体制の構築に努めます。特に避難行動要支援者について、個別の支援計画の策定に努めます。 また、新型コロナウイルスを含め、次の感染症を踏まえた災害対応に努めます。	総務課 （地域安全係）	有
福祉避難所の設置	地域防災計画に基づき、要配慮者にとって必要な生活支援や相談等が受けられる福祉避難所の指定・整備を図ります。	総務課 （地域安全係）	2か所
防犯体制の充実	障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯情報や被害防止についての広報を充実します。 特に振り込め詐欺等の被害を防止するために、「見守り」、「声かけ」、「警察等への情報提供」等を推進します。	総務課 （地域安全係）	3回

(3) しごとや生活環境のサポート

① 障がい福祉サービス

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
就労継続支援 (A型＝雇成型、 B型＝非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	住民福祉課 (福祉係)	〃
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	住民福祉課 (福祉係)	〃

② 地域生活支援事業 [就業・就労支援事業]

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
更生訓練費給付	就労移行支援を利用している障がい者及び身体障害者更生援護施設に入所している障がい者に更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図ります。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
知的障がい者の職親への委託	知的障がいのある人の職業自立を促進するため、職親制度を活用して生活指導や技能習得を行い、雇用促進と職場定着を図ります。	住民福祉課 (福祉係)	〃
障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業	障がい者が居宅介護従事者養成研修2級課程を受講するとき、必要な経費を補助します。	住民福祉課 (福祉係)	〃
福祉ホームの運営	地域生活をのぞむ知的障害者に対し居住の場を提供し、日常生活における援助を行います。	住民福祉課 (福祉係)	〃

③ 町が独自に実施する事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値
障がいのある人の町職員への計画的採用	障がいのある人について、町職員への計画的な採用を推進します。	総務課 (行政係)	6人

## (4) 経済的な支援

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
特別児童扶養手当の支給	障がいのある20歳未満の児童を養育している父母等に手当を支給します。(受付事務)	住民福祉課 (福祉係)	19人
特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	常時、特別の介護を要する障がいのある人や、常時介護を必要とする重度障害児(者)を対象に手当を支給します。(受付事務)	住民福祉課 (福祉係)	12人
難病患者見舞金の支給	特定疾患患者及び小児慢性疾患患者に認定された人に見舞金を支給します。	住民福祉課 (福祉係)	97件
じん臓機能障害者通院交通費補助	じん臓機能障害の人が人工透析を受けるために通院する場合で、一定の所得要件に該当する人に通院費の一部を補助します。	住民福祉課 (福祉係)	567千円
心身障害者扶養共済への補助	独立自活するのが困難な障がいのある人を扶養している人が、死亡又は重度障害になった場合、障がいのある人の生活の安定を図るため、年金等を給付する扶養共済制度に加入している人で、一定の所得要件に該当する加入者の掛金の補助を行います。 また、2口目は全額町で補助を行います。	住民福祉課 (福祉係)	加入31 受給9
生活福祉資金制度運用への支援	障害者世帯、高齢者世帯、低所得世帯の生活の安定と立て直しを図るための貸付制度を活用するための支援をします。	社会福祉協議会	5人
軽自動車税等の減免	障がいのある人の社会参加を支援するため、一定の要件を満たす場合、軽自動車税や取得税を免除します。(普通車等の減免は県で手続きすることになります)	税務課 (固定資産税係)	78件
紙おむつ等費用の助成	身体障害者手帳3級以上、療育手帳A判定の障がい児者が使用する紙おむつ等の費用の一部を助成します。	住民福祉課 (福祉係)	有
障害者年金制度の周知	障がい者が一定の要件を満たす場合、障害者年金が受給できるため、制度について周知を図ります。	住民福祉課 (保険年金係)	—
所得税・住民税の障害者控除の周知	障がい児(者)が納税者本人又は扶養親族である場合、所得税・住民税の控除が受けられるため、制度の周知を図ります。	税務課 (町民税係)	—
運賃の割引、有料道路通行料の免除の周知	障がい児(者)の社会参加を支援するため、一定の要件を満たす場合、JR運賃、バス料金、国内航空運賃等の一部が割引になり、有料道路通行料の一部が減免になるため、制度の周知を図ります。	住民福祉課 (福祉係)	有

## 2-4 基本目標4の施策及び事業

### (1) 移動手段の確保

#### ① 地域生活支援事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
移動支援事業	屋外での移動に著しい制限等がある障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動参加等のため、外出移動を支援します。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)

#### ② 社会参加支援事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。	住民福祉課 (福祉係)	(障がい福祉計画に記載)
自動車改造費助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	住民福祉課 (福祉係)	〃

#### ③ 町が独自に実施する事業

施策又は事業	内容	所管課	目標値等
買い物支援事業	障がい者等が町内で買い物をする場合、バスで町内の商店までの送迎や個別宅配を行い、買い物の支援を行います。	住民福祉課 (福祉係)	2名 24回
福祉車両の貸出し	通院や外出等のために車いす対応車両の貸出しを行い利便を図ります。(燃料費のみ利用者負担)	住民福祉課 (福祉係)	5人
電動歩行補助車の貸し出し	身体の障がいにより歩行困難となった人に歩行補助として貸し出します。	住民福祉課 (福祉係)	高齢者 12台
障害者福祉タクシー	身体障害者手帳(視覚障害・肢体不自由の手帳、第一種)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で希望する人に、タクシー券を交付します。	住民福祉課 (福祉係)	400人
交通空白地有償運送事業	六合地区において、65歳以上の人が地域内を移動するときに自家用自動車での移動を支援します。(1回400円) また、他の地区についても、利用状況をみながら事業を検討します。	社会福祉協議会	1,200人

## (2) 福祉のまち整備

施策又は事業	内 容	所管課	目標値等
思いやり駐車場	スーパーマーケットや公共施設等に設置されている駐車場を障がい者等が利用しやすくするために「思いやり駐車場利用証」を交付し、適正な利用方法等を周知します。	住民福祉課 (福祉係)	35件
安心安全なまちづくり	「中之条町生活安全条例」に基づき、犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりを推進するため防犯カメラを設置します。	総務課 (地域安全係)	3か所
在宅重度身体障害児(者)住宅改造事業	在宅で重度の障がいがある人の地域生活を支援するために、住宅をバリアフリーに改造するための費用の一部を助成します。(所得要件あり)	住民福祉課 (福祉係)	1人
町有施設のバリアフリー化	町有施設のバリアフリー化を図ります。	建設課 (都市計画住宅係)	床の段差解消工事25戸
障がいのある人等に配慮した歩道等の整備	障がいのある人や、高齢者が安心して出かけられるように、歩道の段差解消や、点字ブロックの設置を推進します。	建設課 (管理係)	歩道整備歩道の段差解消 点字ブロックの設置：1路線
バリアフリー対応信号機の設置	感應式信号機や音響式信号機及び歩車分離式信号機の整備促進を関係機関に要請します。	総務課 (地域安全係)	2か所

## 第 3 編

---

### 第 7 期 中之条町障がい福祉計画

---





# 1. 障がい福祉サービスの基本目標と成果目標

## 1-1 障がい福祉サービスの基本目標

「第1編 総則」－「1-2 計画の構成」で示したように、この計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（第88条）に基づき策定するものです。

ここでは、国の基本指針と「第2編 第4期 中之条町障がい者計画」をうけ、中之条町における障がい福祉サービスに係る基本目標を次のように設定します。

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援拠点が有する機能の充実
4	福祉施設から一般就労への移行等
5	相談支援体制の充実・強化
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



## 1-2 成果目標と活動指標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	令和8年度 目標値	説明等
地域生活への移行者数	1人 (3.3%)	国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本としている。 中之条町は、前計画と同様に施設入所者のニーズを考慮しながら、目標を設定する。
施設入所者の削減者数	1人 (3.3%)	国の基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 中之条町は、前計画と同様に施設入所者のニーズを考慮しながら、目標を設定する。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	目標値			説明等
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の場	2回	2回	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる開催回数（1年間）を設定する。</li> <li>保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。</li> <li>さらに、目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</li> <li>中之条町は、関係機関と連携して協議の場を充実するよう努める。</li> </ul>
関係者の参加者数	1人	1人	1人	
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の地域移行支援の利用者数。</li> <li>中之条町では、実績を踏まえて3年間で1人の利用を見込む。</li> </ul>
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の地域定着支援の利用者数。</li> <li>中之条町では、実績を踏まえて3年間で1人の利用を見込む。</li> </ul>
精神障害者の共同生活援助の利用者数	12人	12人	12人	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の共同生活援助の利用者数。</li> <li>中之条町では、実績を踏まえて設定する。</li> </ul>
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の自立生活援助の利用者数。</li> <li>中之条町は、実績を踏まえて、現時点で見込まない。</li> </ul>
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数。</li> <li>中之条町では、実績を踏まえて設定する。</li> </ul>

(3) 地域生活支援の充実

成果目標及び活動指標	目標値			説明等
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾妻圏域では、障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるため、入所、病院、地域移行、重度障害に対応できる専門性を有する施設を維持する。なお、圏域における施設のあり方については、中之条町におけるニーズを考慮する。</li> <li>国の基本指針では、令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを基本とする。（複数市町村による共同整備可）</li> </ul>
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーターの配置人数を設定する。</li> <li>吾妻圏域で令和8年度までに1名配置することを検討する。</li> </ul>
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数を設定する。</li> <li>吾妻圏域で1回実施することを検討する。</li> </ul>
強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	無	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾妻圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。</li> </ul>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和8年度目標値	説明等
一般就労移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、令和3年度の1.28倍以上としている。</li> <li>中之条町において、令和3年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた、一般就労者数は3人である。引き続き、地域自立支援協議会（就労支援部会）、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び関係機関と連携し、事業を推進する。</li> </ul>
就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、令和3年度の1.31倍以上としている。</li> <li>中之条町において、令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数は1人である。引き続き、地域自立支援協議会（就労支援部会）、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び関係機関と連携し、事業を推進する。</li> </ul>
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、令和3年度の1.29倍以上としている。</li> <li>なお、中之条町において、令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数は1人である。</li> </ul>
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、令和3年度の1.28倍以上としている。</li> <li>なお、中之条町において、令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数は0人である。</li> </ul>
就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5.0割	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、5割以上を基本とする。</li> <li>就労移行支援事業所において、令和8年度事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上となる事業所の割合。</li> </ul>
就労定着支援事業の利用者数	3人 [1.0倍]	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、令和3年度の1.41倍以上としている。</li> <li>中之条町では、令和3年度における就労定着支援事業の利用者数は3人であったため、これと同値とする。</li> </ul>
就労定着支援事業の就労定着率	2.5割	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針では、2割5分以上を基本とする。</li> <li>就労定着支援事業において、令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所の割合。</li> </ul>

(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標及び活動指標	目標値			説明等
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吾妻圏域では、基幹相談支援センターにおいて、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う。</li> <li>・国の基本指針では、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置を基本とする。（複数市町村による共同設置含む）</li> </ul>
地域の相談支援体制の強化〔専門的助言〕	5件	7件	7件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を設定する。
地域の相談支援体制の強化〔人材育成〕	3件	3件	3件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を3件設定する。
地域の相談支援体制の強化〔連携取組〕	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を1回設定する。
地域の相談支援体制の強化〔検証実施〕	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証を1回設定する。
地域の相談支援体制の強化	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員を1人配置する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	無	無	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制の確保に努める。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標及び活動指標	目標値			説明等
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	—			国の基本指針では、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供するため、令和8年度末までに、以下の活動指標の取組を実施する体制を構築することを基本とする。
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	中之条町では、群馬県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	中之条町では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果や分析結果を事業所や関係自治体等と共有する。
	1回	1回	1回	
指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	中之条町では、群馬県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有する。
	1回	1回	1回	

## 2. 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

### 2-1 各種サービスの見込み量と確保方策

#### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）[訪問系サービス]

##### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、町内には居宅介護事業所が1か所あります。</li> <li>・施設間において、より連携を密にします。</li> <li>・各施設において、より良いサービスを継続的に実施できるよう支援します。</li> </ul>	地域で生活する障がいのある人の日常生活支援のため、入浴、排泄、食事等の介護や調理・洗濯等の家事援助の訪問サービス等を行います。

##### ② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	8	6	—	
	1人あたり 利用時間 (時間/月)	b)	8.6	6.3	—	過去5年間の平均 b)=7.8 (時間/月)。
	延利用時間 (時間/月)	c)	69	38	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	6	6	6	過去5年間の平均。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	1	1	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	1	0	0	
	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	g)	0	0	1	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	h) = d) + e) + f) + g)	7	7	8	
	見込み利用時間 (時間/月)	i) = h) × b')	55	55	62	利用時間 b)の5年平均b')を乗じる。

(2) 重度訪問介護 [訪問系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には居宅介護事業所が1か所あります。</li> <li>・ 施設間において、より連携を密にします。</li> <li>・ 各施設において、より良いサービスを継続的に実施できるよう支援します。</li> </ul>	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	1	0	—	
	1人あたり利用時間 (時間/月)	b)	0	0	—	実績があった令和3年度の利用時間 b')=3.0 (時間/月)。
	延利用時間 (時間/月)	c)	3	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	0	1	0	設定値。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	0	0	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	g)	0	0	0	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	h) = d) + e) + f) + g)	0	1	0	
	見込み利用時間 (時間/月)	i) = h) × b')	0	3	0	

(3) 行動援護 [訪問系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には居宅介護事業所が1か所ありますが、利用実績がありません。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
	1人あたり利用時間 (時間/月)	b)	0	0	—	b)=0.0 (時間/月)。
	延利用時間 (時間/月)	c)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	0	0	0	設定値。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	0	0	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	g)	0	0	0	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	h) = d) + e) + f) + g)	0	0	0	
	見込み利用時間 (時間/月)	i) = h) × b)	0	0	0	

(4) 同行援護 [訪問系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には居宅介護事業所が1か所あります。</li> <li>・ 施設間において、より連携を密にします。</li> <li>・ 各施設において、より良いサービスを継続的に実施できるよう支援します。</li> </ul>	視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	1	1	—	
	1人あたり利用時間 (時間/月)	b)	3	3	—	過去5年間の平均 b')=2.8 (時間/月)。
	延利用時間 (時間/月)	c)	3	3	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	1	1	1	過去5年間の平均。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	0	0	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	g) = d) + e) + f)	1	1	1	
	見込み利用時間 (時間/月)	h) = g) × b')	3	3	3	利用時間b)の5年平均b')を乗じる。



(5) 重度障害者等包括支援 [訪問系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には居宅介護事業所が1か所ありますが、利用実績がありません。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
	1人あたり利用時間 (時間/月)	b)	0	0	—	b')=0.0 (時間/月)。
	延利用時間 (時間/月)	c)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	0	0	0	設定値。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	0	0	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	g)	0	0	0	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	h) = d) + e) + f) + g)	0	0	0	
	見込み利用時間 (時間/月)	i) = h) × b')	0	0	0	

(6) 生活介護 [日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には生活介護事業所が2か所ありますが、定員をほぼ満たしている状態です。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>《利用者像》 地域や入所施設において安定した生活を営むため常時介護等の支援が必要な人。</p> <p>①障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）。</p> <p>②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	47	49	—	
	1人あたり利用時間 (日/月)	b)	22.1	21.9	—	過去5年間の平均 b)=21.7 (日/月)。
	延利用時間 (日/月)	c)	1,039	1,072	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	49	49	49	令和4年度実績。
現時点の待機者数 (人/月)		e)	0	0	0	・ 特別支援学校卒業生除く。 ・ 現在待機中（入所施設・通所施設）の者のうち生活介護の利用希望者数は0人。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者 (人/月)	g)	1	1	1	
	地域活動支援センター利用者のうち、個別給付移行見込み者 (人/月)	h)	0	0	0	
	精神科病院から利用見込み者 (人/月)	i)	0	0	0	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者 (人/月)	j)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる者 (人/月)	k)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	l) = d) + e) + f) + g) + h) + i) + j) - k)	50	50	50	
	見込み利用時間 (人日/月)	m) = l) × b')	1,085	1,085	1,085	利用時間b)の5年平均b)を乗じる。

(7) 自立訓練（機能訓練）[日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には自立訓練（機能訓練）事業所がありません。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。</p> <p>《利用者像》</p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活機能の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。</p> <p>②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	0	0	—	
	1人あたり利用時間（日/月）	b)	—	—	—	
	延利用時間（日/月）	c)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量（人/月）		d)	0	0	0	
現時点の待機者数（人/月）		e)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ（人/月）	f)	0	0	0	今後3年間で特別支援学校卒業予定の者で自立訓練の利用が見込まれる人数。
	地域活動支援センター利用者のうち、個別給付移行見込み者（人/月）	g)	0	0	0	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者（人/月）	h)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	i) = d) + e) + f) + g) + h)	0	0	0	
	見込み利用時間（人日/月）	j) = i) × b)	—	—	—	

(8) 自立訓練（生活訓練）[日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、町内には自立訓練（生活訓練）事業所がありません。</li> <li>・近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。</p> <p>《利用者像》                      地域生活を営む上で、生活機能の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者・身体障害者。                      ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活の移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。                      ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	1	0	—	
	1人あたり 利用時間 (日/月)	b)	23	—	—	過去5年間の平均 b)=22.2 (日/月)。
	延利用時間 (日/月)	c)	23	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	1	1	1	過去5年間の平均。
現時点の待機者数 (人/月)		e)	0	0	0	
想定新規 利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	1	1	1	今後3年間で特別支援学校卒業予定の者で自立訓練の利用が見込まれる人数。
	地域活動支援センター 利用者のうち、個別給付 移行見込み者 (人/月)	g)	0	0	0	
	新規待機者、入所調整 委員会取り下げ者 (人/月)	h)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	i) = d) + e) + f) + g) + h)	2	2	2	
	見込み利用時間 (人日/月)	j) = i) × b')	44	44	44	利用時間b)の5年平均b')を乗 じる。

(9) 就労移行支援 [日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、町内には就労移行支援施設がありません。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>《利用者像》</p> <p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	2	1	—	
	1人あたり利用時間 (日/月)	b)	20.0	23.0	—	過去3年間の平均 b)=21.8 (日/月)。
	延利用時間 (日/月)	c)	40	23	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	2	2	2	過去3年間の平均。
現時点の待機者数 (人/月)		e)	1	1	1	特別支援学校卒業生除く。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	f)	0	0	0	
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者 (人/月)	g)	0	1	1	
	地域活動支援センター利用者のうち、個別給付移行見込み者 (人/月)	h)	0	0	0	
	精神科病院から利用見込み者 (人/月)	i)	1	2	2	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者 (人/月)	j)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	k) =d)+e)+f)+g)+h)+i)+j)	4	6	6	
	見込み利用時間 (人日/月)	l) =k)×b)	87	131	131	

(10) 就労継続支援（A型）[日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、就労継続支援（A型）事業所がありません。</li> <li>・近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>一般企業等での就労が困難な人に、事業所との雇用契約に基づいて、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>《利用者像》 次に掲げる人で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる人（利用開始時に65歳未満）。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	4	6	—	
	1人あたり利用時間（日/月）	b)	20.8	21.0	—	過去5年間の平均 b)=21.1（日/月）。
	延利用時間（日/月）	c)	83	126	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量（人/月）		d)	6	6	6	令和4年度実績。
現時点の待機者数（人/月）		e)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ（人/月）	f)	0	0	0	
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者（人/月）	g)	0	1	1	今後3年間で特別支援学校卒業予定の者で就労継続支援の利用が見込まれる人数。
	地域活動支援センター利用者のうち、個別給付移行見込み者（人/月）	h)	0	0	0	
	精神科病院から利用見込み者（人/月）	i)	0	0	0	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者（人/月）	j)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる者（人/月）	k)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	l) =d)+e)+f)+g)+h)+i)+j)-k)	6	7	7	
	見込み利用時間（人日/月）	m) = l)×b)	127	148	148	利用時間b)の5年平均b)を乗じる。

(11) 就労継続支援（B型）[日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、就労継続支援（B型）事業所は、町内に2か所ありますが、定員をほぼ満たしている状態です。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>《利用者像》 次に掲げる人で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</li> <li>②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった人。</li> <li>③上記の①②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された人。</li> </ul>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	39	36	—	
	1人あたり利用時間（日/月）	b)	18.7	19.9	—	過去5年間の平均 b)=19.2（日/月）。
	延利用時間（日/月）	c)	730	715	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量（人/月）		d)	36	36	36	令和4年度実績。
現時点の待機者数（人/月）		e)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ（人/月）	f)	0	0	0	
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者（人/月）	g)	0	1	1	今後3年間で特別支援学校卒業予定の者で就労継続支援の利用が見込まれる人数。
	地域活動支援センター利用者のうち、個別給付移行見込み者（人/月）	h)	0	0	0	
	精神科病院から利用見込み者（人/月）	i)	0	0	0	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者（人/月）	j)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる者（人/月）	k)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	l) = d) + e) + f) + g) + h) + i) + j) - k)	36	37	37	
	見込み利用時間（人日/月）	m) = l) × b)	691	710	710	利用時間b)の5年平均b)を乗じる。

(12) 就労定着支援 [日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、就労定着支援事業所がありません。</li> <li>・ 近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。</p> <p>《利用者像》 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	3	3	—	
	1人あたり利用時間 (日/月)	b)	1.0	1.0	—	
	延利用時間 (日/月)	c)	3	3	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	3	3	3	令和4年度実績。
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	e)	0	0	0	
	その他、新規に利用が見込まれる者 (人/月)	f)	0	0	0	福祉施設から一般就労への過去の移行実績等から推計。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	g) = d) + e) + f)	3	3	3	



(13) 療養介護 [日中活動系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかなサービス提供に向けて、利用者の意向や事業所の動向等の情報収集に努め、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。</p> <p>《利用者像》</p> <p>医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の人が想定されます。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	3	4	—	
	1人あたり利用時間（日/月）	b)	31.0	31.0	—	
	延利用時間（日/月）	c)	93	124	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量（人/月）	d)	4	4	4	令和4年度実績。
	想定新規利用者（人/月）	e)	0	0	0	今後の療養介護事業の利用が見込まれる者を見込む。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	f) = d)+e)	4	4	4	

(14) 短期入所（ショートステイ、福祉型）〔日中活動系サービス〕

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
（ショートステイ） 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかなサービス提供に向けて、利用者の意向や事業者の動向等の情報収集に努め、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	<p>自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。</p> <p>《利用者像》 介護者の病気等により、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障がい者（障害支援区分1以上）。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	2	2	—	
	1人あたり利用時間（日/月）	b)	16.5	17.0	—	過去5年間の平均 b')=17.3（日/月）。
	延利用時間（日/月）	c)	31	34	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量（人/月）		d)	2	2	2	過去5年間の平均。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行（人/月）	e)	0	1	1	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	精神科病院からの地域生活移行（人/月）	f)	0	0	1	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	g) = d) + e) + f)	2	3	4	
	見込み利用時間（人日/月）	h) = g) × b')	35	52	69	利用時間b)の5年平均b')を乗じる。

(15) 短期入所（ショートステイ、医療型）〔日中活動系サービス〕

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
（ショートステイ） 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかなサービス提供に向けて、利用者の意向や事業者の動向等の情報収集に努め、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	<p>自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め医療機関等で、入浴、排せつ、食事のほか必要な医療的ケアや介護等を行います。</p> <p>《利用者像》 介護者の病気等により、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、医療機関等への入所を必要とする障がい者(療養介護や医療的ケアを必要とする者)。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	2	2	—	* 利用実績は、短期入所合計の利用実績。
	1人あたり 利用時間 (日/月)	b)	16.5	17.0	—	過去3年間の平均 b')=19.5 (日/月)。
	延利用時間 (日/月)	c)	31	34	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		d)	2	2	2	過去5年間の平均。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	e)	0	0	0	今後の地域生活移行者のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等への移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	f)	0	0	0	地域生活移行の可能性のある人のうち、家庭復帰、福祉ホーム、一般住宅等へ移行が見込まれる人数。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	g) = d) + e) + f)	2	2	2	
	見込み利用時間 (人日/月)	h) = g) × b')	39	39	39	

(16) 施設入所支援 [居住系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
施設入所支援	・施設入所を必要とする人に十分なサービス量が確保できるように、近隣市町村及び相談支援事業所と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。	施設に入所する人に夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 《利用者像》 夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者。 ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）。 ②自立訓練又は就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難である人。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	28	30	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量（人/月）	b)	30	30	30	令和4年度実績。
	現時点の待機者数（人/月）	c)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ（人/月）	d)	0	0	0	
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者（人/月）	e)	1	1	1	
	新規待機者、入所調整委員会取り下げ者（人/月）	f)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる者（人/月）	g)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行（人/月）	h)	0	0	1	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	i) =b)+c)+d)+e)+f)-g)-h)	31	31	30	

(17) 自立生活援助 [居住系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、自立生活援助事業所がありません。</li> <li>・ 必要となったときに十分なサービス量が確保できるように、利用意向に注意しつつ、近隣町村や相談支援事業所と連携し、情報共有を図ります。</li> </ul>	<p>一人暮らしの障がい者の居宅に定期的に訪問し、日常生活の適切な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p> <p>《利用者像》 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行 (人/月)	b)	0	0	1	今後の地域生活移行者数のうち、退所後、居宅での一人暮らしが見込まれる人数。
想定新規利用者	精神科病院からの地域生活移行 (人/月)	c)	0	0	0	今後の地域生活移行者数のうち、退所後、居宅での一人暮らしが見込まれる人数。
	b)、c)以外で自立生活援助の利用が見込まれる者 (人/月)	d)	0	0	0	次の理由で1人暮らしの者。 ・ 障がい、疾病等の家族と同居 ・ 障がいで見守りが必要 ・ 同居家族が急な病 ・ 災害等による環境変化
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	e) = b) + c) + d)	0	0	1	

(18) 共同生活援助（グループホーム）[居住系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
（グループホーム）共同生活援助	・必要となったときに十分なサービス量が確保できるように、利用意向に注意しつつ、近隣市町村、グループホーム等設置法人及び相談支援事業所と連携し、情報共有を図ります。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 《利用者像》 就労している人又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数（人/月）	a)	33	35	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量（人/月）	b)	35	35	35	令和4年度実績。
	現時点の待機者数（人/月）	c)	0	0	0	・特別支援学校卒業生除く。 ・入所施設でグループホームの利用が見込まれる人数。
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行（人/月）	d)	0	0	1	今後の地域生活移行者数のうち、グループホームへの移行が見込まれる人数。
想定新規利用者	今後のニーズ（人/月）	e)	1	1	1	
	精神科病院からの地域生活移行見込み者（人/月）	f)	0	0	0	今後の地域生活移行者数のうち、グループホームへの移行が見込まれる人数。
	特別支援学校卒業生のうち利用見込み者（人/月）	g)	0	1	1	
	新規待機者（人/月）	h)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数（人/月）	i) = b) + c) + d) + e) + f) + g) + h)	36	37	38	

(19) 宿泊型自立支援 [居住系サービス]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
宿泊型自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要となったときに十分なサービス量が確保できるように、利用意向に注意しつつ、近隣町村、宿泊型自立訓練設置法人及び相談支援事業所と連携し、情報共有を図ります。</li> </ul>	<p>居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。</p> <p>《利用者像》                      地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障がい福祉サービスを利用している人であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上の訓練、その他の支援が必要な人。</p>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量 (人/月)	b)	0	0	0	令和4年度実績。
	現時点の待機者数 (人/月)	c)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	d)	1	1	0	令和元年度及び令和2年度に実績あり。
	入所施設を退所して宿泊型自立訓練の利用が見込まれる者 (人/月)	e)	0	0	0	
	精神科病院からの地域生活移行見込み者 (人/月)	f)	0	0	0	
	新規待機者 (人/月)	g)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	h) = b) + c) + d) + e) + f) + g)	1	1	0	

(20) 計画相談支援 [相談支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要とする人にサービスが提供できるよう、郡内事業所のあがつま相談支援センター、大原荘相談支援事業所、西部相談支援センター、萌希プランニングを中心として、相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の利用するサービスの内容を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。</li> </ul>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	42	35	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
支給決定する人数の見込数 (人/年間)		b)	438.48	438.48	438.48	実利用者数(人/月)の過去5年間の平均値×12か月×過去5年間の平均伸び率。
		c)	37	37	37	b) ÷ 12か月
支給決定後の利用計画の見直し(モニタリング)実施見込み者数(人/月)		d)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	e) = c)+d)	37	37	37	



(21) 地域移行支援 [相談支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要とする人にサービスが提供できるよう、基幹相談支援センターのあがつま相談支援センターを中心として、相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所や精神科入院から地域での生活に移行するための住居の確保や、新生活の準備等について必要な支援を行います。</li> </ul>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行(人/月)	b)	0	0	1	
想定新規利用者	精神科病院からの地域生活移行見込み者(人/月)	c)	0	0	0	家庭復帰、グループホーム、宿泊型自立訓練への退院。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$d) = [b) + c) \div 2$	0	0	1	

(22) 地域定着支援 [相談支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要とする人にサービスが提供できるように、基幹相談支援センターのあがつま相談支援センターを中心として、相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅で一人暮らし等の生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。</li> </ul>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
成果目標	福祉施設入所者の地域生活移行(人/月)	b)	0	1	0	今後、地域生活移行者数のうち、退院後、居宅での一人暮らしが見込まれる者。
想定新規利用者	精神科病院からの地域生活移行見込み者(人/月)	c)	0	0	0	今後、地域生活移行者数のうち、退院後、居宅での一人暮らしが見込まれる者。
	b)、c)以外で自立生活援助の利用が見込まれる者(人/月)	d)	0	0	0	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	e) = b) + c) + d)	0	1	0	

### 3. 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

#### 3-1 地域生活支援事業の位置づけ

これまで述べてきた「障がい福祉サービス」は、介護や訓練等への個別給付事業です。

ここで示す「地域生活支援事業」は、市町村の創意工夫により柔軟に実施できる事業で、以下のようになっています。

また、この事業の中で、町独自の事業もあります。

サービスの種類 [ 必須 ]	サービスの種類 [ 必須 ]	サービスの種類 [町独自事業]	
①理解促進研修・啓発事業	⑦日常生活用具給付等事業 介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	⑪日常生活支援 福祉ホーム事業 訪問入浴サービス 生活訓練等 登録介護事業 日中一時支援事業 (施設あずかり) 日中一時支援事業 (サービスステーション) 生活サポート事業	
②自発的活動支援事業			
③障がい者相談支援事業 基幹相談支援センター 機能強化事業 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)			
			④成年後見制度利用支援事業
			⑤成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業			⑧手話奉仕員養成研修事業
手話通訳者派遣事業	⑨移動支援事業		
要約筆記者派遣事業	⑩地域活動支援センター機能強化事業		
手話通訳者設置事業		⑬就業・就労支援 更生訓練費給付 知的障害者職親委託 障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業	

### 3-2 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
理解促進研修 ・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者週間等の機会や公共媒体を活用し、理解促進研修・啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい特性の理解を深めるための教室等を開催します。</li> <li>障害福祉サービス事業所への訪問の機会を提供します。</li> <li>有識者による講演会や障がい者等と実際に接することができるイベント等を開催します。</li> <li>社会的障壁の除去に向けた働きかけ等を含め、リーフレットの作成やホームページの作成による広報活動を行います。</li> </ul>

##### ② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	教室	(回)	4	3	3	
	事業所訪問	(回)	0	0	0	
	講演会、イベント	(回)	0	0	0	
	リーフレット又はホームページ作成	(回)	0	0	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	教室	(回)	6	5	5	前計画と同様。
	事業所訪問	(回)	0	1	0	前計画と同様。3年間で1回を目標とする。
	講演会、イベント	(回)	0	1	0	〃
	リーフレット又はホームページ作成	(回)	0	1	0	〃

## (2) 自発的活動支援事業

### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者やその家族が、お互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流活動を支援します。</li> <li>障がい者を含めた地域における災害対策活動を支援します。</li> <li>地域で障がい者が孤立することがないように、見守る活動を支援します。</li> <li>障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動を支援します。</li> <li>障がい者等に対する社会復帰活動を支援します。</li> <li>障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援します。</li> </ul>

### ② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	交流活動	(回)	0	0	0	
	災害対策活動	(回)	0	0	0	
	見守り活動	(回)	0	0	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	交流活動	(回)	0	0	1	前計画と同様。3年間で1回を目標とする。
	災害対策活動	(回)	0	0	1	〃
	見守り活動	(回)	0	0	1	〃

### (3) 障がい者相談支援事業

#### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
障がい者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等便宜を供与したり、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡の基幹相談支援センターであるあがつま相談支援センター（中之条町）を中心に各相談支援事業所において、相談支援専門員7人が専従で相談支援活動を行っています。</li> <li>相談支援の担い手の育成・確保を図ります。</li> <li>「障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。</li> <li>「障害者虐待防止法」に基づき、「あがつま障がい者虐待防止センター」が設置され、相談・通報窓口として事業を行っています。</li> <li>成年後見制度利用支援事業の充実を図り、基幹相談支援センターのあがつま相談支援センター、大原荘相談支援事業所、西部相談支援センター等の位置づけを明確にし、相談支援体制を強化していきます。</li> <li>住居に関する相談等、関係者と連絡調整等の支援を行います。</li> <li>夜間を含め、緊急対応の体制整備を推進します。</li> </ul>

#### ② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	
	機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	
	機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
成年後見制度 利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の周知に引き続き努めるとともに、判断能力が不十分な人に対し、適切な後見人をつけ本人の財産管理や身上監護を適切に行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭裁判所に審判の申立てを行って、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の類型があります。</li> <li>・ 制度利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、相談支援専門員と町が協働して制度を積極的に周知し、利用手続き等の支援を行います。</li> <li>・ 令和5年度に制度利用を推進するための中核機関を設置し、中之条町社会福祉協議会へ委託しています。</li> <li>・ 成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	利用手続きの支援	(人)	0	1	0	
	申し立て経費の助成	(人)	0	1	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	利用手続きの支援	(人)	0	1	0	前計画と同様。3年間で対応できる状態にする。
	申し立て経費の助成	(人)	0	1	0	〃

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保します。</li> <li>市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度における業務を安全、適正に行うことが可能な法人を確保に向けて、近隣町村と連携して検討します。</li> <li>法人後見実施団体、法人後見の実施予定団体の研修を推進します。</li> <li>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるよう支援体制を構築します。</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	近隣町村との検討会議	(回)	0	0	0	
	法人後見実施団体等の研修	(回)	0	0	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	近隣町村との検討会議	(回)	0	1	0	
	法人後見実施団体等の研修	(回)	0	0	1	前計画と同様。



(6) 意思疎通支援事業

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。</li> <li>・関係機関との連携を図り、手話通訳者の確保に継続的に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。</li> <li>・県が設置するコミュニケーションプラザと連携して実施することで、手話通訳者及び要約筆記者の充実を図ります。</li> <li>・平成23年度から手話通訳者を住民福祉課の窓口を設置し、聴覚障害者が役場の手続き等を行うため、手話通訳を行い意思疎通の円滑化を図っています。</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	手話通訳者派遣事業	(人)	3	10	30	
	要約筆記者派遣事業	(人)	0	0	0	
	手話通訳者設置事業	(件)	1	1	1	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	手話通訳者派遣事業	(人)	30	30	30	令和5年度(見込み)より。
	要約筆記者派遣事業	(人)	0	0	0	
	手話通訳者設置事業	(件)	1	1	1	前計画と同様。

(7) 日常生活用具給付等事業

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	・現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障がい者に対し、以下の用具を支給し、日常生活の便宜を図ります。</li> <li>①介護・訓練支援用具</li> <li>②自立生活支援用具</li> <li>③在宅療養等支援用具</li> <li>④情報・意思疎通支援用具</li> <li>⑤排泄管理支援用具</li> <li>⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	介護・訓練支援用具	(件)	0	2	0	
	自立生活支援用具	(件)	1	3	3	
	在宅療養等支援用具	(件)	1	0	2	
	情報・意思疎通支援用具	(件)	5	9	7	
	排泄管理支援用具	(件)	468	467	500	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件)	0	1	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	介護・訓練支援用具	(件)	1	1	1	前計画と同様。
	自立生活支援用具	(件)	2	2	2	〃
	在宅療養等支援用具	(件)	2	2	2	〃
	情報・意思疎通支援用具	(件)	7	7	7	過去3年間の平均。
	排泄管理支援用具	(件)	478	478	478	過去3年間の平均。
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件)	0	1	0	

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	・手話奉仕員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの町民が手話奉仕員養成講座に参加できるよう広報紙等を活用した周知活動を行います。</li> <li>手話奉仕員養成や技能の向上を図るとともに、手話奉仕員を確保していきます。</li> </ul>

### ② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	手話講習会受講者数	(人)	15	5	20	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	手話講習会受講者数	(人)	12	12	12	前計画と同様。

## (9) 移動支援事業

### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のサービス提供事業所により対応していきます。</li> <li>また、利用者のニーズの把握に努め、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。</li> <li>安全性を確保するため、従来制度での移動サービスに実績のある障害福祉サービス事業所に委託して実施しており、町外8事業所と委託契約を結んでいます。</li> <li>今後は、利用者のニーズに応じて介護保険サービス事業所を含めた新たな委託事業所を開拓する等、利用者の選択の幅を広げるよう努めます。</li> </ul>

### ② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	移動支援事業利用者数	(人)	3	3	5	
	移動支援事業利用者時間	(時間)	223	227	284	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	移動支援事業利用者数	(人)	5	5	5	過去6年間の平均。繰り上げ。
	移動支援事業利用者時間	(時間)	347	347	347	過去6年間の平均。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
地域活動支援センター機能強化事業	・ 現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣町村が連携して「地域活動支援センター」を設置することで、創作活動又は生産活動の機会を、各町村が等しく提供できるような体制を整備します。</li> <li>・ 「ひがしあがつま地域活動支援センター」は、東吾妻町が事務局で、社会福祉法人愛星会に運営を委託しています。</li> <li>・ 「地域活動支援センターすきっぷ」は、嬭恋村が事務局となり、社会福祉法人チャレンジドらいふに運営を委託しています。</li> <li>・ 「精神障害者地域活動支援センターしらかば」は、町が事務局となり、事業者に対し運営費を補助しています。</li> <li>・ 吾妻圏域外では「地域活動支援センターよしおか」（吉岡町）、「渋川市地域活動支援センターあじさい」（渋川市）、「高崎地域活動支援センターくわのみハウス」（高崎市）の利用があります。</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	利用者数	(人)	20	22	22	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	利用者数	(人)	25	25	25	前計画と同様。

(11) 日常生活支援

① 確保方策

種類	サービス・事業	確保方策	サービスの概要
日常生活支援	福祉ホーム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活をのぞむ知的障害者に対し居住の場を提供し、日常生活における援助を行います。</li> </ul>
	訪問入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴が困難な障がいのある人に対して、入浴サービスを提供します。</li> </ul>
	生活訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の周知と、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。</li> </ul>
	登録介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要なサービス量が確保できるように近隣市町村及び事業所と連携して、提供事業者の確保に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の介護にかかる負担を軽減するため、日中の一時的な見守りや介護を行います。</li> </ul>
	日中一時支援事業（施設あすかり）		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、障害福祉サービス事業所は10事業所、個人登録介護者は7人、24時間対応するヘルパーステーションは2事業所と委託契約を結び、提供体制を整えています。</li> </ul>
	日中一時支援事業（サービスステーション）		<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が病気等で一時的に介護できなくなった場合のサービス等、より使いやすい事業になるよう検討します。</li> <li>制度の広報等、周知に努め、家族の不安の軽減を図ります。</li> </ul>
	生活サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。</li> <li>事業の周知と、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等の居宅において、生活の支援や家事の援助を行います。</li> </ul>

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	福祉ホーム事業	(人)	0	0	0	
	訪問入浴サービス	(人)	4	4	5	
	生活訓練等	(人)	0	0	0	
	登録介護事業	(人)	0	0	0	
	日中一時支援事業 (施設あずかり)	(人)	1	0	0	
	日中一時支援事業 (サービスステーション)	(人)	0	0	0	
	生活サポート事業	(人)	1	1	1	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	福祉ホーム事業	(人)	0	0	1	前計画と同様。3年間で対応できる状態にする。
	訪問入浴サービス	(人)	5	5	5	過去3年間の平均。繰り上げ。
	生活訓練等	(人)	0	0	0	前計画と同様。
	登録介護事業	(人)	1	1	1	前計画と同様。
	日中一時支援事業 (施設あずかり)	(人)	1	1	1	過去3年間の平均。
	日中一時支援事業 (サービスステーション)	(人)	0	0	1	前計画と同様。3年間で対応できる状態にする。
	生活サポート事業	(人)	1	1	1	前計画と同様。

(12) 社会参加支援事業

① 確保方策

種類	サービス・事業	確保方策	サービスの概要
社会参加支援事業	自動車運転免許取得	・ 自動車運転免許取得助成事業については、令和3年度に1人、令和4年度に2人の利用がありました。今後も同様に取り組みます。	・ 障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
	自動車改造助成	・ 自動車改造費助成事業については、令和3年度に1人の利用がありました。今後も同様に取り組みます。	・ 障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	自動車運転免許取得	(人)	1	2	1	
	自動車改造助成	(人)	1	0	1	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	自動車運転免許取得	(人)	1	1	1	過去6年間の平均。
	自動車改造助成	(人)	1	1	1	過去6年間の平均。

(13) 就業・就労支援事業

① 確保方策

種類	サービス・事業	確保方策	サービスの概要
就業・就労支援事業	更生訓練費給付	・過年度、利用はありませんでしたので、今回は事業を見送ります。	・訓練等事業利用者及び訓練を終了した一般就労者で低所得の人に対し、一定額を給付します。
	知的障害者職親委託		・知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者をその援護に熱意を有する事業経営者等の職親に預け、3年間を目途として生活指導及び技能習得訓練を行います。
	障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業	・事業の周知と、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。	・障がい者が居宅介護従事者養成研修2級課程を受講するとき、必要な経費を補助します。

② 見込み量の算定

	サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 [見込み]	摘要
利用実績	更生訓練費給付	(人)	0	0	0	
	知的障害者職親委託	(人)	0	0	0	
	障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業	(人)	0	0	0	
	サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	更生訓練費給付	(人)	0	0	0	
	知的障害者職親委託	(人)	0	0	0	
	障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業	(人)	0	1	0	前計画と同様。



## 第 4 編

---

### 第 3 期中之条町障がい児福祉計画

---



# 1. 障がい児福祉の基本目標と成果目標

## 1-1 障がい児福祉の基本目標

「第1編 総則」－「1-2 計画の構成」で示したように、この計画は「児童福祉法」（第33条の20）に基づき策定するものです。

ここでは、国の基本指針と「第2編 第4期 中之条町障がい者計画」及び「第3編 第7期 中之条町障がい福祉計画」をうけ、中之条町における障がい児の福祉に係る基本目標を次のように設定します。

<b>1</b>	<b>障がい児支援の提供体制の整備</b>
----------	-----------------------

## 1-2 障がい児福祉の成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備

#### 【成果目標】

成果目標	目標値	説明等
児童発達支援センターの設置	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置するとしている。 中之条町では、利用者の状況や圏域を考慮し、圏域において1か所設置する。
障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するとしている。 中之条町では、利用者の状況や圏域を考慮し、圏域において1か所実施されています。今後は、施設運営（事業）の継続性を確保するよう努める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保するとしている。 中之条町では、利用者の状況や圏域を考慮し、圏域において1か所設置する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保するとしている。 中之条町では、利用者の状況や圏域を考慮し、圏域において1か所設置する。
医療的ケア児支援のための関係機関による”協議の場”の設置	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとしている。 中之条町では、群馬県が関与した上で圏域において協議の場を設けている。今後は、施設運営（事業）の継続性を確保するよう努める。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するとしている。 中之条町では、利用者の状況や圏域を考慮し、圏域においてコーディネーターを5人配置する。

【活動指標】（発達障害児者等に対する支援）

活動指標	目標値			説明等
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニング* やペアレントプログラム* 等の支援プログラム等の 受講者数	—	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を設定する。 中之条町では現状を勘案して現時点では設定していないが、要望等の状況に応じて事業を検討する。
ペアレントトレーニング* やペアレントプログラム* 等の支援プログラム等の 実施者数	—	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	
ペアレントメンター* の人数	—	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	ペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して設定する。 中之条町では現状を勘案して現時点では設定していないが、要望等の状況に応じて事業を検討する。
ピアサポート*の 活動への参加人数	—	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	令和6年度 の状況 に応じて 検討する	ピアサポートの活動状況及び発達障害者等の数を勘案して設定する。 中之条町では現状を勘案して現時点では設定していないが、要望等の状況に応じて事業を検討する。

【用語】

「ペアレントトレーニング」

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

「ペアレントプログラム」

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」、「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」、「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

「ペアレントメンター」

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。

また、地域で円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

「ピアサポート」

同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等を行います。

出典：「厚生労働省公式HP（ホームページ）」－「発達障害者支援施策の概要」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/gaiyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/gaiyo.html)

## 2. 障がい児福祉の見込み量と確保方策

### 2-1 各種サービスの見込み量と確保方策

#### (1) 児童発達支援 [障害児通所支援]

##### ① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
児童発達支援	・十分なサービス量が確保できるように近隣市町村及び相談支援事業者と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。	・障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

##### ② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	7	10	—	
	延利用時間 (日/月)	b)	56	89	—	[1人あたり利用量] 過去5年間の平均 b')=8.9 (日/月)。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		c)	10	9	11	令和4年度実績。
現時点の待機者数 (人/月)		d)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	e)	3	3	3	
	新規利用者 (人/月)	f)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる児童の数 (人/月)	g)	3	4	2	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$h) = c) + d) + e) + f) - g)$	10	8	12	
	見込み利用時間 (人日/月)	$i) = h) \times b')$	89	71	107	利用時間b)の5年平均b')を乗じる。

(2) 放課後等デイサービス [障害児通所支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスの利用が増加すると見込みます。</li> <li>・十分なサービス量が確保できるように近隣市町村及び相談支援事業者と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校授業終了後や休業日に生活能力の向上や社会との交流促進のために必要なサービスを提供します。</li> </ul>

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	16	18	—	
	延利用時間 (日/月)	b)	255	306	—	[1人あたり利用量] 過去5年間の平均 b') = 16.7 (日/月)。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		c)	18	18	18	令和4年度実績。
現時点の待機者数 (人/月)		d)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	e)	4	5	6	
	新規利用者 (人/月)	f)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる児童の数 (人/月)	g)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$h) = c) + d) + e) + f) - g)$	22	23	24	
	見込み利用時間 (人日/月)	$i) = h) \times b')$	367	384	401	利用時間b)の5年平均b')を乗じる。

(3) 保育所等訪問支援 [障害児通所支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
保育所等訪問支援	・十分なサービス量が確保できるように近隣市町村及び相談支援事業者と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。	・保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	2	—	
	延利用時間 (日/月)	b)	0	2	—	[1人あたり利用量] 過去5年間の平均 b) = 1.0 (日/月)。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		c)	2	2	2	令和4年度実績。
現時点の待機者数 (人/月)		d)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	e)	0	0	0	
	新規利用者 (人/月)	f)	0	0	0	
	サービスを利用しなくなる児童の数 (人/月)	g)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$h) = c) + d) + e) + f) - g)$	2	2	2	
	見込み利用時間 (人日/月)	$i) = h) \times b)$	2	2	2	利用時間b)の5年平均b)を乗じる。



(4) 居宅訪問型児童発達支援 [障害児通所支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
居宅訪問型児童発達支援	・十分なサービス量が確保できるように近隣市町村及び相談支援事業者と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。	・障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	0	0	—	
	延利用時間 (日/月)	b)	0	0	—	過去5年間の平均 b') = 0.0 (日/月)。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
サービス必要量 (人/月)		c)	0	0	0	令和4年度実績。
現時点の待機者数 (人/月)		d)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	e)	0	0	0	
	新規利用者 (人/月)	f)	0	0	0	乳児院、児童養護施設で利用が見込まれる児童。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	g) = c) + d) + e) + f)	0	0	0	中之条町の実績が0人なので、0.0とする。
	見込み利用時間 (人日/月)	h) = g) × b')	0	0	0	利用時間b)の5年平均b')を乗じる。

(5) 福祉型児童入所支援

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
福祉型児童入所支援 ※実施主体は県	・中央児童相談所や保健福祉事務所等と連携し、必要な時にサービスが利用できるよう取り組みます。	・障害児入所施設に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	2	2	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量 (人/月)	b)	2	1	1	
	現時点の待機者数 (人/月)	c)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	d)	0	0	0	
	新規利用者 (人/月)	e)	0	0	0	
	入所児童の地域生活移行等の人数 (人/月)	f)	1	0	0	家庭復帰等の地域移行、障害者施設への移行。 この数値は見込み量を減ずる。
	そのほかの退所の可能性のある児童 (人/月)	g)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$h) = b) + c) + d) + e) - f) - g)$	1	1	1	

(6) 医療型児童入所支援

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
医療型児童入所支援 ※実施主体は県	・中央児童相談所や保健福祉事務所等と連携し、必要な時にサービスが利用できるよう取り組みます。	・障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び自立活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	1	0	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
	サービス必要量 (人/月)	b)	0	0	0	令和4年度実績。
	現時点の待機者数 (人/月)	c)	0	0	0	
想定新規利用者	今後のニーズ (人/月)	d)	0	0	0	
	新規利用者 (人/月)	e)	0	0	0	
	入所児童の地域生活移行等の人数 (人/月)	f)	0	0	0	家庭復帰当の地域移行、障害者施設への移行。この数値は見込み量を減ずる。
	そのほかの退所の可能性のある児童 (人/月)	g)	0	0	0	この数値は見込み量を減ずる。
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	$h) = b) + c) + d) + e) - f) - g)$	0	0	0	

(7) 障害児相談支援 [障害児相談支援]

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
障害児相談支援	・相談支援事業所や特別支援学校等と連携をとり、相談支援体制の充実を図る。	・障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	実利用者数 (人/月)	a)	6	3	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
障害児通所支援を利用する障害児の見込数(人/年間)		b)	36	36	36	令和4年度実利用者数(人/月)×12か月
		c)	3	3	3	b)÷12か月
障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)実施見込み者数(人/月)		d)	1	1	1	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	見込み利用者数 (人/月)	e) = c)+d)	4	4	4	

(8) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

① 確保方策

サービスの種類	確保方策	サービスの概要
医療的ケアを要する障がい児のコーディネーターの配置人数	・十分なサービス量が確保できるように近隣市町村及び相談支援事業者と連携し、提供事業所の確保に取り組みます。	・医療的ケアを要する障がい児は、多分野にわたる支援を必要とするので、支援やサービスを利用する際の調整を行い、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

② 見込み量の算定

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
利用実績	配置人数 (人)	a)	3	3	—	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
見込み量	配置する人数 (人)	b)	3	5	5	

---

資料編

---



## 資料 1 委員名簿

中之条町障がい者計画及び中之条町障がい福祉計画・

中之条町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

番号	区 分	氏 名	役 職
1	障害者団体の代表者	田村 妙子	町手をつなぐ育成会会長
2		塚田 かつ子	町精神障害者家族会会長
3		軽澤 高征	町聴覚障害者福祉協会会長
4	社会福祉関係団体	山本 日出男	町社会福祉協議会会長
5		篠原 道太郎	町民生委員児童委員協議会会長
6		樋田 せつ子	町ボランティア連絡協議会会長
7	施設等代表者	大野 富美代	萌希の丘理事長
8	医療機関等の代表者	青山 義之	中之条病院長
9		志村 侑亮	四万へき地診療所長
10	関係行政機関及び町職員	鶴本 匡史	渋川公共職業安定所中之条出張所長
11		砂山 和明	吾妻保健福祉事務所企画福祉課長
12		朝賀 浩	町役場総務課長
13		本多 宏幸	町役場建設課長
14		倉林 敏明	町保健環境課長
15		須崎 幸夫	町教育委員会生涯学習課長
16		山本 伸一	町教育委員会こども未来課長
17	学識経験者	山田 みどり	町議会文教民生常任委員会委員長
18		山本 修	町議会文教民生常任委員会副委員長

## 資料 2 要綱

中之条町障がい者計画及び中之条町障がい福祉計画・

中之条町障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条3項に基づく、「中之条町障がい者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「中之条町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「中之条町障がい児福祉計画」策定にあたり、基本事項の調整等を行う、中之条町障がい者計画及び中之条町障がい福祉計画・中之条町障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項の検討を行い、中之条町障がい者計画及び中之条町障がい福祉計画・中之条町障がい児福祉計画(以下「計画」という。)の概要をまとめ、町長に報告するものとする。

- (1) 障害者に対する保健・医療・福祉・教育等の連携に関すること。
- (2) 障害者の保健福祉サービス等の目標および供給体制に関すること。
- (3) その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し会議の議長になる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことが出来る。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画期間満了までの間とする。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

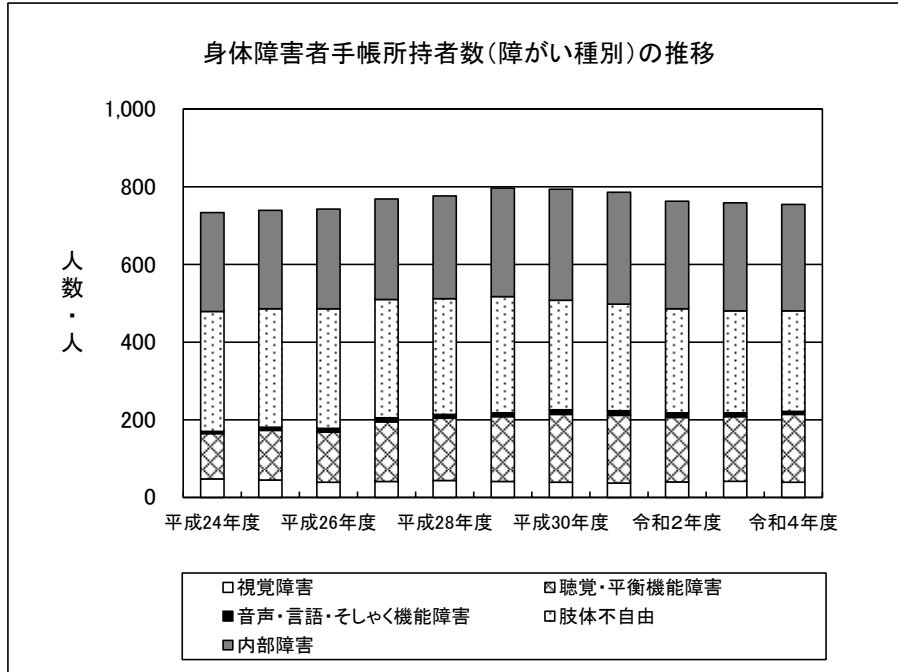
附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。



### 資料3 障がい者等の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者数（障がい種別）



単位:人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数		734	740	743	769	777	797	794	786	763	759	755
(うち障がい児)		(12)	(11)	(11)	(11)	(10)	(10)	(11)	(12)	(9)	(10)	(7)
町人口に占める割合(%)		4.1	4.2	4.3	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0	5	5	5.1
(うち障がい児)		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)
障がい種別人数	視覚障害	48	45	39	41	44	41	39	37	40	42	39
	(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	聴覚・平衡機能障害	116	128	129	154	160	167	175	174	166	166	175
	(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)
	音声・言語・そしゃく機能障害	6	8	10	10	10	10	12	12	12	10	8
(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
肢体不自由	309	305	308	305	298	299	282	275	268	263	259	
(うち障がい児)	(8)	(8)	(8)	(7)	(8)	(8)	(8)	(7)	(6)	(5)	(2)	
内部障害	255	254	257	259	265	280	286	288	277	278	274	
(うち障がい児)	(4)	(3)	(3)	(4)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	

年度末現在

(2) 身体障害者手帳所持者数（障がい程度別）

単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	734	740	743	769	777	797	794	786	763	759	755
重度(1・2級)	362	358	371	381	384	391	382	370	358	361	343
(うち障がい児)	(11)	(10)	(10)	(10)	(9)	(9)	(10)	(9)	(8)	(8)	(5)
中度(3・4級)	284	295	286	299	308	320	335	339	329	326	339
(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
軽度(5・6級)	88	87	86	89	85	86	77	77	76	72	73
(うち障がい児)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)

年度末現在

(3) 自立支援医療（更生医療）

単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部障害	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2

年度末現在

(4) 自立支援医療（育成医療）

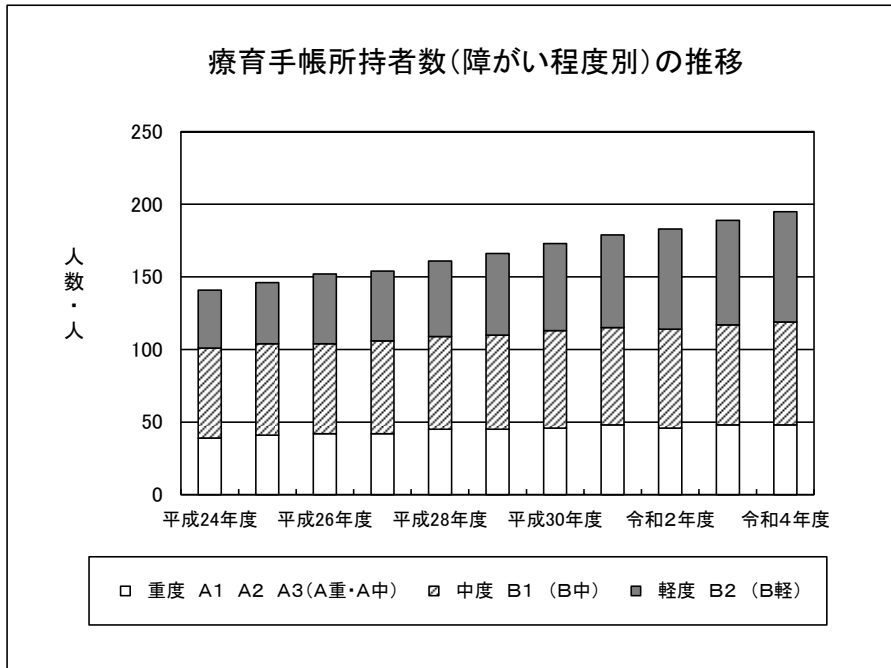
単位:人

	平成24年度 ※	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	-	6	2	4	1	1	1	2	4	7	4
視覚障害	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	-	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	-	3	2	2	1	1	1	2	2	2	2
肢体不自由	-	2	0	2	0	0	0	0	0	3	2
内部障害	-	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0

※平成24年度は県で認定していたのでデータなし。

年度末現在

(5) 療育手帳所者数(障がい程度別)

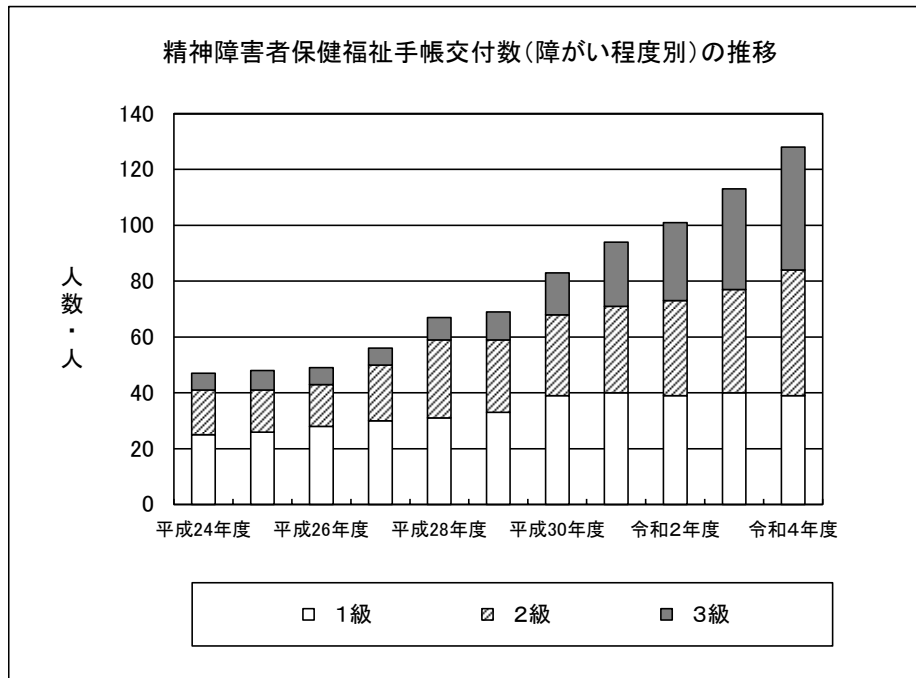


単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	141	146	152	154	161	166	173	179	183	189	195
重度 A1 A2 A3 (A重・A中) (うち障がい児)	39 (3)	41 (5)	42 (6)	42 (6)	45 (9)	45 (8)	46 (7)	48 (7)	46 (7)	48 (7)	48 (7)
中度 B1 (B中) (うち障がい児)	62 (5)	63 (6)	62 (3)	64 (4)	64 (4)	65 (3)	67 (4)	67 (4)	68 (7)	69 (5)	71 (7)
軽度 B2 (B軽) (うち障がい児)	40 (9)	42 (7)	48 (11)	48 (8)	52 (11)	56 (12)	60 (12)	64 (12)	69 (14)	72 (15)	76 (17)

年度末現在

(6) 精神障害者保健福祉手帳交付数(障がい程度別)

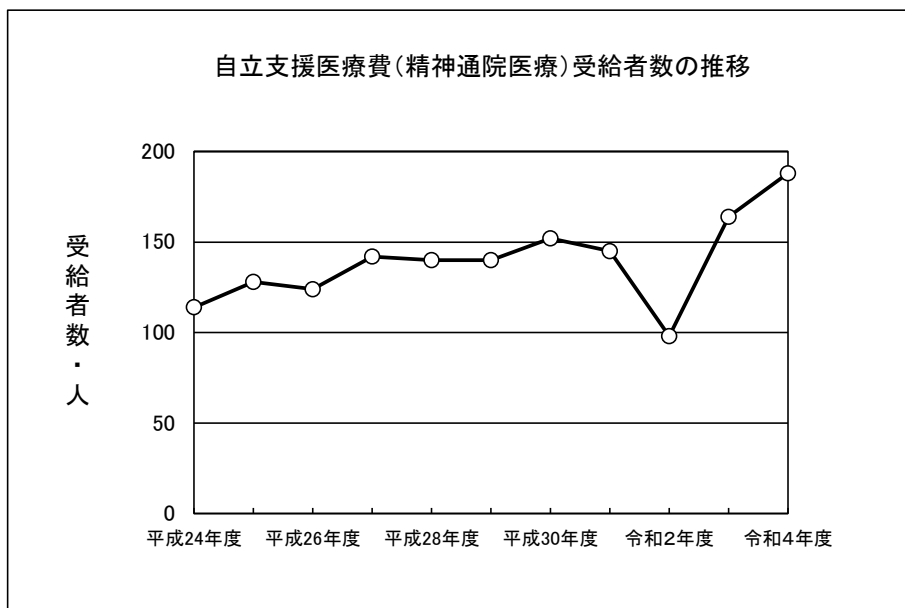


単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	47	48	49	56	67	69	83	94	101	113	128
1級	25	26	28	30	31	33	39	40	39	40	39
2級	16	15	15	20	28	26	29	31	34	37	45
3級	6	7	6	6	8	10	15	23	28	36	44

年度末現在

(7) 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数



単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数・人	114	128	124	142	140	140	152	145	98	164	188

\* コロナ申請延期措置があったため、令和2年度の数値が減少している。令和2年度～令和4年度の3年平均で考えると約150人になる。

年度末現在

(8) 小児慢性特定患者数

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	7	7	6	9	-	11	11	11	12	12	12
悪性新生物	3	3	1	1	-	*	*	*	*	*	*
慢性腎疾患	1	1	1	2	-	*	*	*	*	*	*
慢性心疾患	2	2	3	2	-	*	*	*	*	*	*
内分泌疾患	1	1	1	3	-	*	*	*	*	*	*
糖尿病	0	0	0	0	-	*	*	*	*	*	*
慢性消化器疾患	0	0	0	1	-	*	*	*	*	*	*

\* 平成29年度以降、10人未満について個人を特定される恐れがあるため非公表。

年度末現在

(9) 特定患者数

単位:人

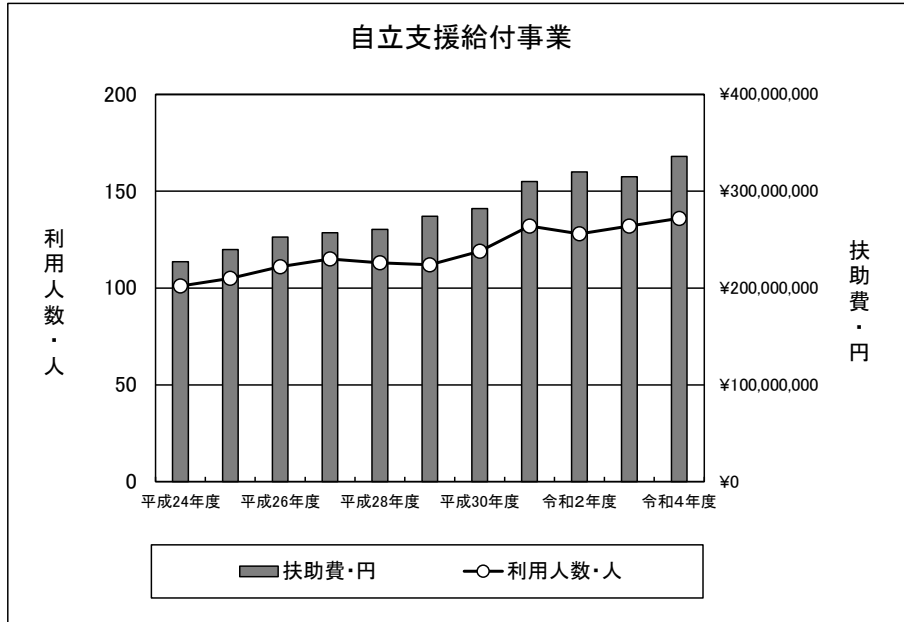
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	96	101	93	88	124	120	115	134	134	147	126
筋萎縮性側索硬化症	1	1	1	1	*	*	*	*	*	*	*
進行性核上性麻痺	0	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*
パーキンソン病	9	12	9	10	20	19	20	22	22	25	21
重症筋無力症	6	6	6	6	*	*	*	*	*	*	*
多発性硬化症	3	2	2	1	*	*	*	*	*	*	*
多系統萎縮症	3	3	3	2	*	*	*	*	*	*	*
脊髄小脳変性症	6	6	7	4	*	*	*	*	*	*	*
モヤモヤ病	2	2	2	2	*	*	*	*	*	*	*
神経線維腫症	1	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
天疱瘡	1	2	2	1	*	*	*	*	*	*	*
顕微鏡的多発血管炎	0	0	0	2	*	*	*	*	*	*	*
多発血管炎性肉芽腫症	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*	*
全身性エリテマトーデス	3	3	2	2	*	*	*	*	*	*	*
強皮性・皮膚筋炎及び多発性筋炎	5	5	4	5	*	*	*	*	*	*	*
シューグレン症候群	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*	*
ベーチェット病	3	3	3	3	*	*	*	*	*	*	*
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	7	5	5	4	*	*	*	*	*	*	*
再生不良性貧血	3	3	3	3	*	*	*	*	*	*	*
特発性血小板減少性紫斑病	3	4	3	3	*	*	*	*	*	*	*
IgA 腎症	0	0	0	0	*	*	0	*	*	*	*
発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	*
多発性嚢胞腎	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*	*
黄色靭帯骨化症	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	*
後縦靭帯骨化症	5	4	3	3	*	*	*	*	*	*	*
特発性大腿骨頭壊死症	1	2	2	2	*	*	*	*	*	*	*
下垂体性PRL分泌亢進症	0	0	0	1	*	*	*	*	*	*	*
クッシング病	0	0	0	1	*	*	*	*	*	*	*
下垂体前葉機能低下症	0	0	0	2	*	*	*	*	*	*	*
サルコイドーシス	6	6	5	5	*	*	*	*	*	*	*
特発性間質性肺炎	2	2	0	0	*	*	*	*	*	*	*
慢性血栓性肺高血圧症	0	0	0	0	*	0	0	0	*	*	*
網膜色素変性症	3	3	4	4	*	*	*	*	*	*	*
原発性胆汁性肝硬変	0	1	1	1	*	*	0	0	*	*	*
クローン病	1	1	1	1	*	*	*	*	*	*	*
潰瘍性大腸炎	13	15	16	15	22	21	22	25	25	28	26
筋ジストロフィー	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*	*
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*	*
先天性血液凝固因子障害	2	2	2	2	0	0	0	0	*	*	*
スモン	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
間脳下垂体機能障害	4	5	4	0	0	0	0	0	*	*	*
大動脈炎症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
ウェゲナー肉芽腫症	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
アミロイドーシス(原発性)	1	1	1	1	0	0	0	0	*	*	*
重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
結節性動脈周囲炎	2	2	2	0	0	0	0	0	*	*	*
プリオン病	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
免疫症	0	0	0	1	0	0	0	0	*	*	*

\*平成28年度以降、10人未満について個人を特定される恐れがあるため非公表。

年度未現在

(10) 自立支援給付事業

(18歳以上の障がい者のサービス利用額の9割を補助)

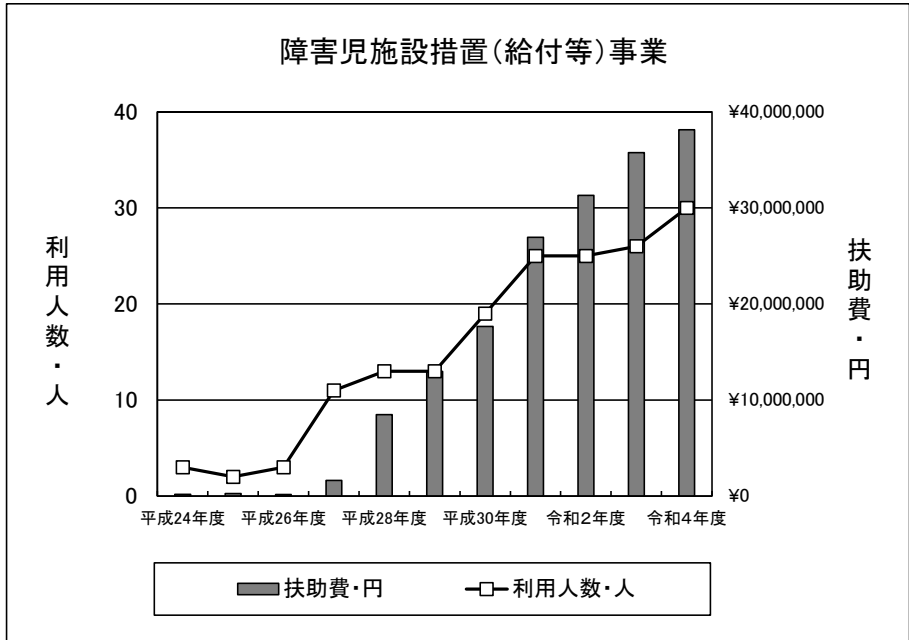


	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数・人	101	105	111	115	113	112	119	132	128	132	136
扶助費・円	¥227,050,671	¥239,712,021	¥252,717,103	¥257,125,846	¥260,522,234	¥274,036,027	¥282,078,081	¥309,993,774	¥319,913,140	¥314,954,453	¥336,076,536

年度末現在

(11) 障害児施設措置（給付等）事業

（18歳未満の障がい児のサービス利用額の9割を補助）



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数・人	3	2	3	11	13	13	19	25	25	26	30
扶助費・円	¥195,198	¥267,330	¥168,216	¥1,610,480	¥8,463,001	¥12,970,054	¥17,677,953	¥26,950,307	¥31,314,491	¥35,760,903	¥38,150,823

年度末現在

以上





■ 発行：中之条町役場 住民福祉課

---

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091

電話：0279-75-2111 FAX：0279-75-6562

[info@town.nakanojo.gunma.jp](mailto:info@town.nakanojo.gunma.jp)